

第三次国土利用計画下野市計画及び 第二次下野市国土強靱化地域計画の策定について

1 第三次国土利用計画下野市計画

(1) 策定の趣旨

「国土利用計画下野市計画」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条に基づく「下野市総合計画基本構想」に即し、同計画において定める市の将来像及び土地利用方針、施策大綱、市の将来見通しを踏まえ、土地利用の基本方針と規模の目標、必要な措置の概要などを定めたものです。

平成 28 年に策定した現行の第二次計画が令和 7 年度で計画期間を迎えることから、新たに令和 8 年度を初年度とする第三次国土利用計画下野市計画を策定するものです。

(2) 対象区域

下野市全域とします。

(3) 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

(4) 計画の概要

主な記載事項	概要
1) 前文	計画策の目的、位置づけ等について記載します。
2) 市の概要	下野市の自然、社会、経済、文化等の特性を明らかにします。
3) 土地利用の基本構想	ア 土地利用の基本方針 ①基本理念、②現状と課題、③基本方向を記述することにより、基本方針を明らかにします。 イ 利用区分別の土地利用の基本方向 農用地、森林、住宅地等の各地目、市街地等の利用区分別の特性を踏まえつつ、今後の土地利用のあり方や配慮事項等を明らかにします。
4) 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標とその地域別の概要	ア 利用区分ごとの規模の目標 上記 3) の土地利用の基本構想に基づき、基準年次及び目標年次における人口、世帯数、利用区分の目標を数量表示します。 イ 地域別の概要 地域区分ごとの地域別概要を明らかにします。
5) 4) 掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	上記 4) の目標を達成するために必要な措置を明らかにします。

(5) 策定にあたって

1) 計画の位置づけ等

国土利用計画全国計画及び栃木県計画との整合を基本とするとともに、「第三次下野市総合計画」に即し、同計画において定められた市の将来像、土地利用方針及び施策大綱等を踏まえるものとします。

2) 策定体制

担当部局において計画素案を作成し、総合計画策定委員会において検討、策定します。

3) 住民意向の把握について

下野市総合計画審議会に対して意見を求め、その意向を反映するものとします。また、素案の段階でパブリックコメントを実施し、提出された意見や提案を計画の策定に反映させるものとします。

4) 関係行政機関との調整

市計画の策定に当たっては、必要に応じ県等と調整を行います。

5) 計画の公表について

市計画を定めたときは、公表することとします。

2 第二次下野市国土強靱化地域計画

(1) 策定の趣旨

「国土強靱化地域計画」は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」）第4条において、地方公共団体は国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的な策定及び実施する責務を有するとされていることから、本市における地震、風水害などが起こったときに地域で起こりうる事態、事象を検討対象とし、日頃から進めるべき全分野横断的な取組みを位置づけるものです。

令和3年3月に策定した現行計画が令和7年度で計画期間を迎えることから、新たに令和8年度を初年度とする第二次下野市国土強靱化地域計画を策定するものです。

(2) 対象区域

下野市全域とします。

(3) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(4) 計画の概要

主な記載事項	概要
1) 前文	計画策の目的、位置づけ等について記載します。
2) 下野市の概況と災害想定	下野市の地勢や人口の動向を把握、整理するとともに、地震及び浸水に係る被害想定を記載します。
3) 基本理念・方針等	国の基本計画や栃木県国土強靱化地域計画を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた強靱化の理念に基づく地域づくりの方向性を示します。
4) 脆弱性評価	国や県が実施する手法を参考に、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を示します。
5) 強靱化の推進方針	4) 脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として設定した個別施策分野と横断的分野について、今後必要となる施策検討のもとに、強靱化の推進方針を定めます。

(5) 策定にあたって

1) 計画の位置づけ等

「基本法」第13条の規定に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、国土強靱化基本計画及び栃木県国土強靱化地域計画と調和・連携を図り、策定及び実施するものです。

国土強靱化に係る指針性を有するため、市の最上位計画である第三次下野市総合計画と整合・調和を図ります。

2) 策定体制

担当部局において計画素案を作成し、総合計画策定委員会において検討、策定します。

3) 住民意向の把握について

下野市総合計画審議会に対して意見を求め、その意向を反映するものとします。また、素案の段階でパブリックコメントを実施し、提出された意見や提案を計画の策定に反映させるものとします。

4) 関係行政機関との調整

計画の策定に当たっては、必要に応じ県等と調整を行います。

5) 計画の公表について

計画を定めたときは、公表することとします。